

## 意見書

### 意見提出者

|                  |  |
|------------------|--|
| 所属(会社名・団体名等)(※1) | 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)                                     |
| 氏名(※2)           | 会長 荻原 紀男   |
| 住所(※2)           | 東京都港区赤坂1-3-6 赤坂グレースビル  |
| 連絡先              | 連絡担当者氏名:戸島拓生/若生静香<br>電話:03-3560-8440<br>e-mail:gyoumu1@csaj.jp |

※1 個人の場合は「個人」とご記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をご記入ください。

### 意見提出フォーマット

左欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「報告書(案)」の目次を抜粋する形で設けたものです。

| はじめに   |   |
|--|---|
| (該当箇所)   | (御意見)   |
| <b>第1章 検討の背景と現状</b>  |   |
| 1.1 我が国のインターネットトラフィックを巡るこれまでの状況                                      |   |
| (1)我が国のインターネット利用の発展とインターネットトラフィック<br>P.3 2019年3月末にはFTTHの世帯カバー率は98.8% | FTTH世帯カバー率の計算方法は「町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1~89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したものとされている。すなわち、整備済とされる地域でも最大10%の世帯では「提供なし」の可能性がある。FTTH世帯カバー率98.8%という数値が示されることにより、整備済地域においては「ほぼ誰でも」FTTHの契約ができる、と誤認されかねず、ミスリーディングであり、あえてこの指標を本報告書に記載する必要はないのではないか。 |
| (2)我が国のインターネットトラフィックの課題に係るこれまでの取組                                    |   |
| 1.2 「新たな日常」におけるインターネット   |   |

|  |   |
|--|---|
| の利用と依存度の変化   |   |
| (1)「新たな日常」におけるインターネットトラフィックの変化   |   |
| (2)インターネット利用者側の変化  |   |
| (3)インターネット上のコンテンツ提供者側の変化   |   |
| 1.3 「新たな日常」におけるインターネットの品質確保に向けた諸課題に関する課題   |   |
| <b>第2章 インターネットの品質確保に向けた諸課題に関する検討</b>   |   |
| 2.1 通信事業者を始めとする関係者におけるインターネットトラフィック増加への対応  |   |
| (1) 通信事業者に係る取組<br><br>P.29 「総務省は、今後もインターネットトラフィックの状況について、(中略)定期的な動向把握・情報発信を行うことが求められる」                   | 利用者は各家庭において同時に、テレワークをし、オンライン授業に参加し、あるいは動画を視聴することがありうる。今後はオンライン教育など、他府省との間で所管の調整が必要な領域におけるトラフィックについても、総務省として、動向把握・情報発信が行われることを期待する。  |
| (2) コンテンツ事業者に係る取組  |   |
| (3) CONECTの取組  |   |
| (4) 業界の垣根を越えた更なる協力   |   |
| 2.2 利用者のインターネット接続に係る課題への対応   |   |
| (1) 利用者の通信品質への関心の高まり   |   |
| (2) 利用者への啓発活動等   |   |
| (3) 集合住宅の構内配線や宅内のWi-Fi等の利用者環境の改善<br><br>P.43<br>総務省は、(中略)集合住宅におけるボトルネック解消(構内配線の高速化移行)に向けて、可能な範囲での支援を行うべき | 今後ますます多くのソフトウェアはクラウド環境で提供されることとなり、テレワークやオンライン教育は国民にとって「特別なもの」ではなく、「日常」となっていくことが想定されている。そのような中、集合住宅に暮らす人々が十分な品質のインターネットを利用できるようにすることは、デジタル・ディバイドの解消であり、経済社会の健全な発展のために必要である。本報告書において、総務省による集合住宅構内配線の高速化移行に向けた支援の必要性を明文化することに賛同する。より具体的な支援 |

|  |   |
|--|---|
|  | 策について今後検討を進めていただきたい。<br>また、集合住宅の場合、管理組合内の区分所有者の賛同等の法的な規約があり、この点も考慮されるべきである。   |
| (4) 企業LANとインターネット利用  |   |
| 2.3 インターネットトラヒックの首都圏一極集中の解消  |   |
| (1) インターネットトラヒックの地域分散  |   |
| (2) インターネットに係る地域格差の解消  |   |
| (3) 耐災害性強化   |   |
| <b>第3章 今後の取組方針</b>   |   |
| P54<br>(各主体における取組推進に当たっての「基本的視点」)  | 基本的視点到賛同する。今後のインターネットトラヒックに関する議論においては、広く社会に役に立つソフトウェアやサービスを展開しているCSAJの会員企業にも発言や意見陳述の場を与えて欲しい。通信事業者・コンテンツ事業者のみならず、広くクラウドやインターネット経由でのサービスが多いソフトウェア事業者も入れて国民的な議論としていただきたい。 |
| I 具体的取組方針<br><br>P60 2-(2)<br>総務省は、集合住宅における構内配線やWi-Fi利用のボトルネック解消(高速化移行)に向けたモデル的な対応策や、集合住宅に転居する場合に通信環境に関して事前に確認すべき事項の整理・周知について、2021年度中速やかに実態把握に着手し、2022年度以降、可能なものから対応策の整理を進める | 総務省による集合住宅構内配線の高速化移行に向けた実態把握の工程が、本報告書に記載されることに賛同する。集合住宅における利用状況や課題に関する議論においては、通信事業者のみならず、様々な分野のソフトウェア事業者の意見を聴取いただき、対応策の整理に活用いただきたい。                                     |
| II 取組のフォローアップ  |   |
| 「新たな日常」におけるインターネットのサービス品質確保に向けた取組に係るロードマップ   |   |
| <b>おわりに</b>  |   |

|        |  |
|--------|--|
| (該当箇所) |  |
|--------|--|